

特集 ユネスコ加盟40周年

巻頭言	■日本とユネスコ	梅原 猛	6
メッセージ	■日本のユネスコ加盟40周年に寄せて	フェデリコ・マヨール	8
てい談	■21世紀に向けてのユネスコ活動の在り方	(出席者)天城 勲/奈須紀幸/石井米雄	10
論文	■ユネスコを通じた国際科学協力	岡村總吾	18
	■教育の未来とユネスコ	中島章夫	22
	■世界文化遺産保護とユネスコ	伊藤延男	26
エッセイ	■「豊かさ」を支えるモノとココロ	藤森鐵雄	30
事例紹介	①大学の活動を通じた地域ユネスコ活動	広島大学APEID事業委員会	32
	②実りある地域ユネスコ活動のために	東京都ユネスコ連絡協議会	36
	③アジア太平洋地域識字教材共同製作事業	(財)ユネスコ・アジア文化センター	40
	④「人間と生物圏(MAB)計画」への取り組み	日本MAB計画委員会	44
体験記	■ユネスコ職員としての10年	佐藤國雄	48
	■ユネスコ・アジア太平洋地域中央事務所に派遣されて	中山玄三/上別府隆男	50
解説	■ユネスコと日本の協力	学術国際局国際企画課	52
特別記事	■養護教諭制度50周年	体育局学校健康教育課	56
	■保健室の今昔	小林政子	58

カラー

■知の宝庫一博物館	1	■わがまちの教育・文化⑩	65
市立函館博物館		兵庫県尼崎市	
■まつり風土記		■焦点一文教施策	68
壬生の花田植(広島県)	4	■私の選ぶ一冊	71
■名作シリーズ		■ふるさとをうた夏の思い出	72
坪内老大人像画稿	表2	■科学のひろば国立極地研究所⑨	74
■文化財紹介		■海外教育ニュース	76
庄内の米づくり用具	表3	■郷土に生きる教育家群像⑦福島県	78
■ニューススポーツ・レクリエーション		■ことばの小箱/やさしい教育用語の解説	82
ダーツ	62	■読者からのたより/お知らせ	83
■人・この道川上哲治	64	■編集後記	84

イラスト/赤羽根秀一・内部敬生・須田博行

世界文化遺産保護とユネスコ

神戸芸術工科大学教授

伊藤延男

物の保存及び保護を確保し、且つ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告すること。(下略)

ユネスコは、その創立以来、世界の文化遺産の保護を重要任務の一として掲げてきた。その根拠は、一九四六年に発効した憲章のなかに明示されている。すなわち憲章第一条、目的及び任務のうちの第二項に次のように記されているのである。

- 2 この目的を実現するために、この機関は、次のことを行う。(中略)
- (c) 次のようにして知識を維持し、増進し、且つ、普及すること。
- 世界の遺産である図書、芸術作品並びに歴史及び科学の記念

さい。文化という息の長い努力を要する問題にとっては、半世紀はまだ短かすぎる。現在は過渡的な段階にあるというべきかもしれない。

ユネスコが現在までに行ってきた文化遺産保護活動は、大別して三つになる。第一は条約と勧告の作成である。第二は保存事業の国際キャンペーンであり、第三は関連する国際的機関、団体の設立援助である。これらの活動につき以下順次述べよう。

一

ユネスコが文化遺産保護に関し採択した条約、勧告には次のものがある。

○条約

- (一) 武力紛争の際の文化財の保護のための条約及び議定書(一九五四年)
- (二) 文化財の保存及び修復の研究のための国際センター規定(一九五六年)
- (三) 文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止に関する条約(一九七〇年)
- (四) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(一九七二年)

ユネスコ四五年の歴史のなかには、その活動に幾多の起伏、消長があったが、文化遺産保護事業については、これこそユネスコにふさわしい活動であるとして、常に加盟各国からの賛意と評価が与えられてきた。現在ユネスコを脱退している米国及び英国ですら、このことは認めるところであるといわれる。

さて、国連の教育・科学・文化を取り扱う専門機関であるユネスコが文化遺産保護に関し中心的役割を果たすことは、今では何の不思議もなく受け入れられている。

○勧告

- (一) 考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勧告(一九五六年)
- (二) 博物館をあらゆる人に解放する最も有効な方法に関する勧告(一九六〇年)
- (三) 風光の美と特性の保護に関する勧告(一九六二年)
- (四) 文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する勧告(一九六四年)
- (五) 公的又は私的の工事によって危険にさらされる文化財の保存に関する勧告



いとう・のぶお 大正14年生。愛知県出身。東京大学卒。元東京国立文化財研究所長、元日本ユネスコ国内委員会委員、元イクロム理事会副議長。現在、神戸芸術工科大学教授、イコモス執行委員、スリランカ文化三角地帯保存ワーキング・グループ・ユネスコ委員。

しかし、改めて考えてみると、かような国際機関の出現は、画期的なことであつたといわざるをえない。なぜならば、近代的な意味における文化遺産の保護は、一八、九世紀以来先進各国が競って行ってきたが、それぞれ独自の理念に基づいており、ならん国際的な比較検討や協力はなかつたといつてよい。それが第二次世界大戦以後、ユネスコが各国の主権を尊重しつつも、世界的な基準を作成し、保護について世界的協力をキャンペーンするようになったのだから、画期的な変化といつて差し支えない。

もともと、わたくしは、ユネスコの活動が理想どおりに進んでいるとは思っていない。現在も抱えている問題はなお大

(一九六八年)

- (六) 文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告(一九七二年)
 - (七) 文化財の国際交換に関する勧告(一九七六年)
 - (八) 歴史的地区の保全及び現代的役割に関する勧告(一九七六年)
- これらの条約や勧告は、世界各国に対し文化遺産保護についての共通の理解、責任を喚起し、制度の発展充実に寄与するところ大であつた。我が国については、例えば、例えば勧告(八)(歴史的地区)は、それより数年前から討議が加えられていたが、日本でもときを同じくして伝統的建造物群保存地区、いわゆる町並保存地区の制度創設の議が起こっていたので、昭和五〇年の文化財保護法改正に当たり世界の趨勢を参照することができたのである。
- しかしながら、日本はきわめて大きな課題をなお抱えている。それは、ユネスコが採択した条約をまだ一件も批准していないことである。特に条約(四)(世界遺産条約)は、世界の文化及び自然の遺産のリストを作成するとともに、基金を創設し、自国内遺産の保存に困難をきたし

ている国を援助する趣旨であり、すでに一〇〇か国以上が加盟している。しかも、優れた文化遺産を多数保有し、経済的にも世界の主要国となっている日本が、採択以来二〇年近くを経てなお加盟しないのは、なぜだろうか。世界は奇異の目をもって見ているといって差し支えない。一刻も早く加盟することを期待したい。

二

ユネスコは、世界の主要な遺産の保存事業についてキャンペーン活動を行ってきた。その第一は、エジプトのヌビア遺跡救済であった。これはアスワン・ハイ・ダムの建設に伴い必要となった事業で、アブシンベル神殿の分解移設工事は特に著名となった。この事業には先進各国が資金的、技術的援助を行い、日本も民間ベースで資金協力をした。

この事業は、ユネスコの提唱による各国の協力事業として最初であり、その点で画期的なことであった。文化財保存のオリンピックと称されたものうなずける。しかし問題が残った。最大の問題は、事

これらは文化遺産保存に関係のある専門家の集団であって、それぞれ独自の活動を行う一方、ユネスコ事業に協力して専門家を派遣するなど、ユネスコのシンクタンクの役割を果たしている。特にイクロムは、条約(四) (世界遺産条約) に定めた文化遺産リストの選択を委任されている。なお日本にはそれぞれの国内委員会があるが、本部活動に協力している。

五

以上ユネスコの世界文化遺産保護活動を略述し、あわせて各活動に対する日本の対応にふれてきた。そこで最後に、残された問題点につき若干述べることにしたい。

ユネスコに対する日本の寄与として、もっとも注目されているのはACCU (ユネスコアジア文化センター) の活動である。文化遺産保護の面では、その重要性普及や募金のキャンペーンをアジアについて行ってきた。次に国際交流基金が最近、特別枠を設けて文化遺産専門家の交流を組織的に行うようになったことも大きい。

業が参加各国の手により行われ、当のエジプトに自主的保存の気運を喚起できなかったことであろう。これは、初期のユネスコが複数の文化を認めず、ヨーロッパ文化のみを優れたものとする理念を持っていたことのあらわれといっても過言ではあるまい。

次の大キャンペーンは、インドネシア最大の遺跡ボロブドールの修復であった。このときは当事国インドネシアが自主的に事業を遂行した。ユネスコは諮問委員会を設けて助言するにとどまった。日本は政府民間一体となつて資金の提供を行い、また、インドネシアの遺跡に造詣の深い千原大五郎博士が諮問委員会の委員に加わった。結果は成功といつてよく、インドネシア政府の文化遺産保存に対する意識、技術水準とも大いに高まった。

ユネスコは、他の多くの遺跡についても保存キャンペーンを行いつつある。アジアでは、モヘンジョダロ (パキスタン)、カトマンズ渓谷 (ネパール)、ヘラート (アフガニスタン)、スコタイ (タイ)、フエ (ベトナム)、文化三角地帯 (スリランカ) 等である。これらのうちのあ

しかし、日本のユネスコに対する寄与として特筆されるのは、近年世界遺産保護のために相当の金額をユネスコ信託基金に拠出したことである。この基金は順次アジアの文化遺産保存のための経費に充当されつつある。事業はまだその緒についたばかりであるが、長い目で見ればかなりの成果を上げることができると期待してよい。

しかしながら、これらの寄与にもかかわらず、冷静に考えてみると、日本のユネスコに対する協力は、なお消極的な域にとどまっているといわざるをえない。



るものについては、既に成果が上がっているが、大部分はなお暗礁に乗り上げた感がある。その理由は、一方では当事国の自助努力、計画性、技術力の不足に帰せられようが、他方では米国の脱退等によるユネスコの力量の低下にあることも否めない。

四

ユネスコは、自らの事業を推進するためいくつかの機関や団体と協力関係にある。まず挙げられるのは、前記条約(二)の規定に基づき設立されたイクロム (ローマ文化財保存修復研究国際センター) である。ここは独立した国際機関になっているが、ユネスコとは常に密接な協力関係にある。建築、壁画、博物館、保存科学等、いくつもの養成研修コースを設けている。日本もイクロムに加盟しており、毎年研修生を送っている。

文化遺産関係のユネスコ傘下 NGO (非政府団体) としては、イコム (国際博物館会議)、イクロム (国際記念物遺跡会議) 及びイフラ (国際造園家連合) がある。

思えば、日本がユネスコに加盟したときは、まだ敗戦の痛手の癒えぬころであった。とにかく国際社会に顔を出すこと、最低限度の義理を果たすことが目標とされたのも、止むをえないことであった。だが現在ではちがう。日本は経済のみならず文化の面でも世界の注目を集めつつあるのである。

前記の日本の寄与、なかなか信託基金の創設は、かかる消極性を打破するための努力として高く評価されよう。しかし世界遺産条約加盟という基本的な国際協力の枠組をとり越えての拠金は、順序がちがうといわれても仕方あるまい。また拠金すれば万事がたづくものでもない。文化遺産保護には技術その他さまざまなノウハウを必要とする。この方面に一〇〇年近い実績を持つ日本は、文化遺産保存の先進国として、世界の期待を集めている。しかし、まだ日本は、ノウハウ伝達のための整合性ある政策を持っていない。これは残念なことである。

繰り返すが、文化の領域には長い年月が必要である。今後とも息の長い、地道ながら着実な活動を続けていくことが要請される。

特集
●
第14期
中央教育審議会

●巻頭言

新しい時代に対応する教育をめざして

井上 裕

●座談会

新しい時代に向けての教育改革

湖木守一／柏木恵子／河野重男／竹内克好／
清水 司／末松安晴／永島達夫／堀越克明／
（司会）佐藤次郎

中教審答申を読んで

奥田真文／三橋 衛／麻生 誠／新井郁男／
庄田 武／中西 朗／木谷正道／青木宗也／
渋谷正己／小川泰一／原ひろ子

人・この道

兼高かおる

わがまちの教育・文化

室蘭市

郷土に生きる教育家群像

鳥取県

ニュースポーツ・レクリエーション

グラススキー

編 集 後 記

▽今月号の特集テーマは、我が国がユネスコに加盟して、今年で四〇周年になることを記念して、これまでのユネスコ活動を振り返るとともに今後のユネスコを通じた教育・科学・文化の国際協力と国際理解のための活動を展望することをねらいとしてユネスコ加盟四〇周年を取り上げました。

▽ここで取り上げましたが、ユネスコ活動への理解と積極的な参加につながり、ユネスコの願いでもある「異文化間の対話と国際協力による人類の共存」に向かって一層の発展が図られることを願います。

▽また、この特集を編集しながらユネスコに加盟したときの小学校の担任の先生が、「日本はようや

く国際社会の一員となることができました。これからは、世界の国々と手をつなぎ、平和で幸福な社会を築かなければならない。」と明るく話してくれたことを思い出すとともに、当時の日本は、社会的にも経済的にも大変であったため、ユネスコを通じて物心両面にわたる支援を受けたことも、今日の発展につながっていることを忘れてはならないと思います。

▽この四月号からカラーグラビアの「知の宝庫―博物館」、『まつり風土記』と新連載の「ニュースポーツ・レクリエーション」を始めるとともに、各紙面を工夫し読みやすく親しみやすい本にしておりますが、いかがでしょうか。ご意見をお寄せください。（S・K）

投稿歓迎

『読者からのたより』欄への投稿を歓迎します。本誌を読んでの感想、ご意見等をどしどしお寄せください。

●投稿規定

①一件につき四〇〇字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記（誌上匿名可） ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただきますことがあります。

●送り先

〒100東京都千代田区霞が関三―二―二

文部省大臣官房政策課 「文部時報」編集部

MESC 61 月刊

文部時報 6月号

第1374号

平成2年6月10日印刷
平成2年6月10日発行

●著作権所有——文部省◎

●発行所——株式会社 きようせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号

（営業所） 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2

電話 03-3268-2141（代表） 振替口座 東京9-161番

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

定価500円（本体485円）（〒61円）
年間購読料6,000円（〒共）

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはほとりの書店にお願いします。

本誌の掲載文のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

inted in Japan 1991